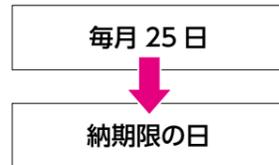


町公金口座振替（払込）日を変更します

令和5年度から、町公金口座振替（払込）日を「毎月25日」から「納期限の日」に変更します（納期限の日は月の末日）。ただし、12月の納期限および振替（払込）日は25日となります。振替（払込）日が土・日・祝日の場合は翌営業日に振替となります。

なお、学校給食費、訪問看護ステーション利用料は、振替日の変更はありません。

■町公金口座振替（払込）日



それぞれの町公金の口座振替（払込）日については、お手元に届く通知書等でご確認ください。

■町公金口座振替（払込）日一覧表

振替公金名	振替（払込）日		問い合わせ先 （担当課）
	変更後（令和5年度以降）	変更前（現行）	
町税	納期限の日	納期の25日	税務課 ☎ 42-2111
介護保険料			
後期高齢者医療保険料			
保育園保育料		毎月25日	教育委員会事務局 ☎ 42-2111
幼稚園保育料			
奨学金の償還金			
認定こども園給食費			
町営住宅使用料	都市建設課 ☎ 42-2111		
町営住宅駐車場使用料			
学校給食費	納期限の日（変更なし）		給食センター ☎ 44-3313
訪問看護ステーション利用料	毎月25日（変更なし）		保健福祉センター ☎ 44-4560

町公金の納付は便利な口座振替をご利用ください

町公金の納付方法は、金融機関等の窓口での現金納付または口座振替です。口座振替は、指定された口座から自動的に払い込まれるため、納め忘れや納期のたびに金融機関等に行く手間を省けます。一度手続きをすれば、翌年度以降も自動更新されます。

ぜひ、便利な口座振替を申し込みください。

詳細は指定金融機関もしくは担当課に問い合わせください。

■指定金融機関 岩手銀行・岩手ふるさと農協・水沢信用金庫・北日本銀行・東北労働金庫・ゆうちょ銀行

除雪について 町民の皆さんにお願いしたいこと

町は、町道における除雪作業を行っています。
次のことについて、町民の皆さんのご協力をお願いします。

☎ 都市建設課（内線 2273）

1 屋根の雪は片付けましょう



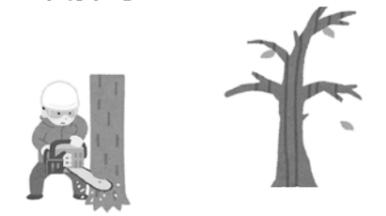
屋根から道路に落ちた雪は通行の支障になります。屋根の雪止め設置をお願いします。また、落雪した雪は各家庭または地域の皆さんの協力で定期的に除去しましょう。

2 スノーポールを取り除かないでください



道路沿いにスノーポールを設置していますが、除雪作業の安全確保のために必要なものです。絶対に取り除かないでください。

3 道路沿いの樹木の伐採等について



積雪などにより樹木の幹や枝が折れ、除雪作業や通行の妨げになることがあります。道路にはみ出た樹木の伐採や撤去は、土地の所有者が行ってください。

4 物や宅地の雪を道路に出さない



宅地の雪を道路に出すと、道幅が狭くなったり路面がでこぼこになります。路面を悪化させ大変危険ですのでやめましょう。

5 宅地出入り口の除雪にご協力を



除雪車は、車道の雪を道路の両端にかき分けて除雪します。住宅前や道路までの間口、ごみステーションなどは、各家庭、地域での除雪にご協力ください。

6 水路に雪を捨てないでください



水路に雪を捨てると、雪に混ざっていたごみなどにより、水路が詰まる可能性があります。水路に雪は捨てないでください。

問い合わせ先

■町道の除雪等

▶都市建設課 雪対策室（☎ 42-2111）

■町道以外の除雪等

▶国道：岩手河川国道事務所 水沢国道維持出張所（☎ 24-2187）

▶県道：県南広域振興局 土木部（☎ 22-2881）